公　告　　第５０号
令和８年１０月３０日

公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第３６４会計隊長　松尾　文親

分任契約担当官
陸上自衛隊
国分駐屯地第
364会計隊長

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1　競争入札に付する事項
(1)　件 名 等：使用済自動車の売払い（被けん引車）
(2)　規格・数量：別紙（材質内訳表のとおり）
(3)　代金納付期限：令和９年３月３１日(水)
(4)　引 取 時 期：代金納付日から５日以内（令和９年３月３１日までに搬出）
(5)　搬出場所：陸上自衛隊国分駐屯地　車両置場（５号隊舎南側）
(6)　解体・破砕場所：契約相手方指定場所
(7)　自動車等番号及び車台番号：別紙のとおり

2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること
(3)　令和７・８・９年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」Ｃ等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない
(7)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破砕業の許可」のすべてを満たす者又は、「引取業者の登録」を満たし、他の３業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有する証明書を提出し、契約担当官の承認を得た者
(8)　中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

3　契約条項等を示す場所
契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所
陸上自衛隊国分駐屯地及び西部方面隊ホームページ
（ホームページアドレス https://www.mod.go.jp./gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm）

4　入札説明会：実施しない。
ただし、現場確認希望者の方は、事前に15の担当者に連絡をし日程を調整すること。
なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。
また、現場確認等における移動費用等（旅費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。

5　競争入札の場所及び日時

(1)　場　　所：陸上自衛隊国分駐屯地　第３６４会計隊　入札室

(2)　日　　時：令和８年　１２月　１日（火）１０時００分

6　落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が２人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合は再度入札の時期は別途連絡する。

7　保証金に関する事項

(1)　入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する

(2)　契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する

8　入札の無効

(1)　入札参加資格のない者が行った入札

(2)　入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの

(3)　電話・電報・ＦＡＸによる入札

(4)　その他入札に関する条件に違反した入札

(5)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

(6)　中小受託事業者に委託する場合で、再委託承認申請書を承認されていない者が行った入札。

9　契約書等の作成

(1)　特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する

(2)　適用する契約条項及び特約条項

「不用物品売払契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

（第１条の表中、「番号」を「車台番号」に、第３条を「第１条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。）

10　損害賠償請求等

(1)　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するものとする

(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収するものとする

(3)　契約違反が認められた場合は、指名停止の措置の上申をとり、厳正に対処する。

11　入札書に関する事項

(1)　入札書については、令和８年１１月２４日(火)までに受領すること。 なお、受領が難しい場合はＦＡＸにて送付する

(2)　入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体) は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない

(3)　入札書は消費税抜きの金額を記入すること

12　事前提出書類

(1)　提出期限

令和８年１１月２４日（火）１０時００分

(2)　提出書類

ア　資格審査決定通知書（写）

イ　引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の４つの業種資格すべて証明できる書類（写）

ウ　引取業の資格を有し、他の３業種を他業者に下請けさせる者は、引取業を証明できる書類（写）、下請けさせる者の３業種の資格を証明できる書類（写）及び下請負承認申請書を提出

エ　作業工程表及び細部実施要領書の案

オ　その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類

13　その他

(1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること

(2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「（入札日時及び入札件名　入札書在中）」の記載をし令和８年１１月３０日（月）１６時００分までに必着するように「書留」で郵送し、郵送の旨を、会計隊担当に電話連絡すること。

(3) **市場調査価格（下見積書）を令和８年１１月２４日（火）１０時００分までに提出すること**

(4) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する

(5) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である

(6) 所有権移転の時期は仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した時期とする

(7) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認を実施する、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。電話等による確認期間は、下請負承認申請から令和８年１１月２６日（木）１０時００分までとする

(8) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

(9) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としない可能性があります。

14　入札に関する問合わせ先

〒８９９－４３９２

鹿児島県霧島市国分福島２丁目４番１４号

陸上自衛隊国分駐屯地　第３６４会計隊契約班　担当：岡村

ＴＥＬ　０９９５－４６－０３５０（内線６３６）　　ＦＡＸ　０９９５－４６－４０７６

15　仕様書、内訳書及び現物（現場）確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地業務隊補給科補給班　担当：福永（内線７１３）

材質内訳表

	品　　名	規　　格	単　位	数　量	備　考
1	鉄屑	鋳物	kg	80.1	車両置場
2	鉄屑	H３	kg	2,253.9	車両置場
3	鉄屑	H４	kg	80.1	車両置場
4	銅	下	kg	9.9	車両置場
5	ゴム		kg	344.7	車両置場
6	未価値品		kg	80.1	車両置場
		以　下　余　白			
	合　計			2,848.800	

使用済自動車内訳

	品　　名	規格	車体番号	単　位	数　量	備　考
1	ltトレーラ (高機動車用)	65-7788	T-51805	台	1	車両置場 (5号隊舎南側)
2	ltトレーラ (高機動車用)	65-8372	T-52721	台	1	車両置場 (5号隊舎南側)
3	ltトレーラ (高機動車用)	65-8373	T-52722	台	1	車両置場 (5号隊舎南側)
			以　下　余　白			

調達要領指定書	発　簡　番　号	売払要求番号　第１３号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和　年　月　日
	作　成　部　課	国分駐屯地業務隊　補給科
	作　成　年　月　日	令和８年１０月２６日
品　　名	使用済み車両売払い	
仕様書番号	ＧＶ－Ｚ００１０１６	

指定事項：

1　売払い車両

1.1　売払い車両

番号	品名	型式	単位	数量	備考
1	１ｔトレーラ	トレクスCT-1000D	UN	3	

1.2　現地（物）確認及び引渡日

現地（物）確認及び引渡日は，平日０８３０から１７００までの間とし，２日前までに契約担当官へ通知するものとする。

2　提出書類

2.1　**表1**に示す書類及び要領書、証明書（様式は，**図1～図3**による。）を提出する。

2.2　提出書類は，国分駐屯地会計隊契約班とする。

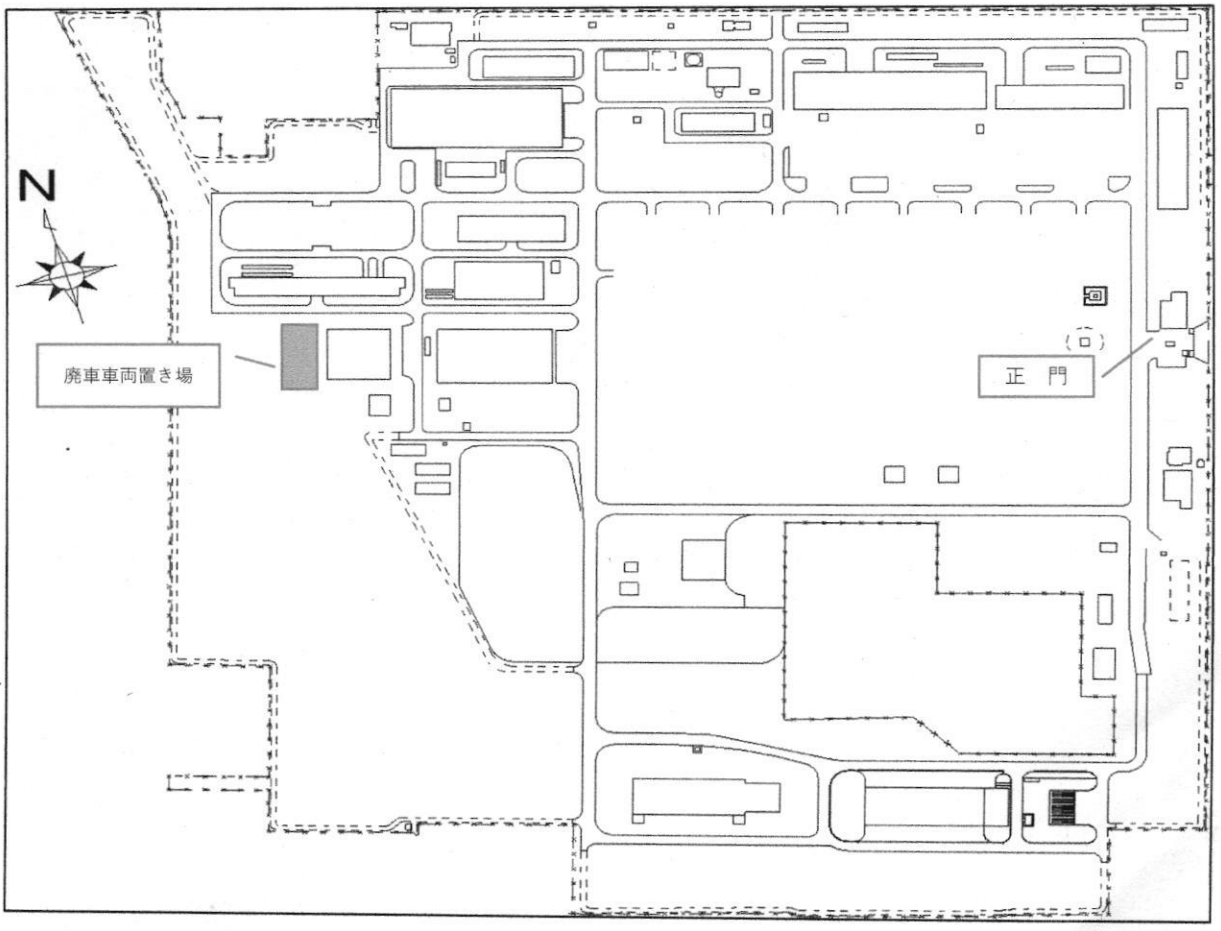
表1－提出書類

番号	名　称	数 量	提出先	提出時期	摘　要
1	下請負承認申請書 b)	各1	a)	入札開始前まで	都道府県知事の許可証c)を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	GLT－CG－Z０００００１の図8による。
4	解体証明書 d)			作業完了後１５日以内	図2による。
5	破砕証明書 d)				図3による。

注a)　調達要領指定書によって指定する。
注b)　契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は，除く。
注c)　契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。
注d）売払い車両ごとの解体・破砕の時期，場所及び監督・検査の時期を明記する。

駐屯地配地図


N
SONY
県471
中央
上小川
川尻
野口西
野口
県60
R223
松木東
松木
福島
京セラ
山下
松山
天降川
上小川
県471
福島
住吉
新川
一条
上川内
浜之市
隼人東ＩＣ
県60
広瀬
湊
西山
県471
R10
錦
東九州高速道路
西山
須戸川
敷根
国分ＩＣ
天降川
国分駐屯地


N
廃車車両置き場
正　門

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払い		ＧＶ－Ｚ００１０１６	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和８年３月５日
		変　更	年　月　日
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2　関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2　売払いに関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　契約の相手方は，自動車リサイクル法に示す４つの業種の資格（引取業，フロン類回収業，解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち，他の３つの業種を他の業者に下請けさせる場合は，入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し，承認を受ける。

b)　契約の相手方は，過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。

c)　契約の相手方は，自動車リサイクル法に基づき，売払い車両の引取り，引渡し及び解体・破砕を実施するほか，必要な機材，作業車などは，契約の相手方が用意する。

d)　売払い車両の引渡しなどに関する事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2　引渡し

引渡しは，次による。

a)　契約の相手方は，官側から売払い車両の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。

なお，売払い車両の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b)　契約の相手方は，2.1 a)によって，他の業者に下請けさせる場合は，官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。

c)　契約の相手方は，売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3　自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い車両に添付された自動車リサイクル券について，自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として手続きを行う。

2.4　転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い車両について，外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン，ボデーなどの各種外装部品及びフレームは，微細化，圧壊又は溶解して金属材料とする以外は，一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5　車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は，次による。

a)　契約の相手方は，2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から３か月以内に，法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。

b)　契約の相手方は，下請けさせた他の業者（以下，“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書[b)]	各１	[a)]	入札開始前までに	都道府県知事の許可証[c)]を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図1**による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図8**による。
4	解体証明書[d)]			作業完了後１５日以内	**図2**による。
5	破砕証明書[d)]				**図3**による。

注[a)]　調達要領指定書によって指定する。

注[b)]　契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は，除く。

注[c)]　契約の相手方は，下請負者が解体・破砕を行う場合は，当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注[d)]　売払い車両ごとの解体・破砕の時期，場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2　官側の支援

契約の相手方は，売払い車両の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a)　自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b)　売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3　安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4　売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a)　契約の相手方は，**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について，申請手続きのための提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b)　契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5　その他

その他は，次による。

a)　契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b)　契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

4.6　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

1　解体作業場所

2　引取り日（搬出日）

3　解体作業内容

4　破砕作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年　月　日

解　体　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
第○○会計隊長　○○○○

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の解体処分について，次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

1　解体実施会社名　　○○○○
2　処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
3　解体実施日　　年　月　日
4　部品等の転売　2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※　解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年　月　日

破　砕　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
第○○会計隊長　○○○○

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の特定部位について，次のとおり破砕処置致しましたことを通知申し上げます。

1　破砕実施会社名　　○○○○
2　処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
3　破砕実施日　　年　月　日
4　部品等の転売　2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※　破砕実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破砕を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破砕証明書の様式

使用履歴等

装備品目	1tトレーラ(高機動車用)(65-7788)	
初度登録年月		
車台番号	T－51805	
車名	1tトレーラ(高機動車用)	
型式	トレクスCT-1000B	
原動機型式		
走行距離		
車検有効満了日	令和9年6月30日	
事故歴	なし	
故障状況		
付属品 (書類・工具等)	品 名	数 量

使用履歴等

装備品目	1tトレーラ(高機動車用)(65-8372)	
初度登録年月		
車台番号	T－52721	
車名	1tトレーラ(高機動車用)	
型式	トレクスCT-1000B	
原動機型式		
走行距離		
車検有効満了日	令和9年4月30日	
事故歴	なし	
故障状況		
付属品 (書類・工具等)	品 名	数 量

使用履歴等

装備品目	1tトレーラ(高機動車用)(65-8373)	
初度登録年月		
車台番号	T－52722	
車名	1tトレーラ(高機動車用)	
型式	トレクスCT-1000B	
原動機型式		
走行距離		
車検有効満了日	令和9年6月30日	
事故歴	なし	
故障状況		
付属品 (書類・工具等)	品 名	数 量

自　動　車　検　査　証

47

自動車番号	65 — 7788	発行番号	414150	発行者名	陸上自衛隊 九州補給処長
車台番号	T-51805				
品名・型式・形状	１ｔトレーラ（高機動車用）・トレクスＣＴ－１０００Ｂ・フルトレーラ				
原動機型式		車両質量		950	
原動機の定格出力	kW ／ min^{-1}	最大積載量	kg	1,000 ／	
（総排気量　l）	（　　）	車両総質量		1,950 ／	
燃料の種類		長さ		4.110	
乗車定員	0 名	幅	m	1.975	
自衛隊別	陸上自衛隊	高さ		2.050	
保安基準緩和事項及び制限事項					

車齢起算日　13 年　7 月　4 日

使用部隊等名	有効期間	保安検査実施部隊等名	検査官印
第１２普通科連隊	3・7・1 ～ 5・6・30	第８後方支援連隊　第２整備大隊　第１普通科直接支援中	
	5.7.1 ～ 7.6.30	第８後方支援連隊	
	7.7.1 ～ 9.6.30	第８後方支援連隊	
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		

1中

自　動　車　検　査　証

自動車番号	65 — 8372	発行番号	414485	発行者名	陸上自衛隊 九州補給処長
車台番号	T-52721				
品名・型式・形状	１ｔトレーラ（高機動車用）・トレクスＣＴ－１０００Ｂ・フルトレーラ				
原動機型式		車両質量			950
原動機の定格出力	kW ／ min^{-1}	最大積載量	kg		1,000 ／
（総排気量　l）	（　　）	車両総質量			1,950 ／
燃料の種類		長さ	m		4.110
乗車定員	0　名	幅			1.975
自衛隊別	陸上自衛隊	高さ			2.050
保安基準緩和事項及び制限事項					

車齢起算日　13 年 12 月 13 日

使用部隊等名	有効期間	保安検査実施部隊等名	検査官印
第１２普通科連隊	7・5・1 ～ 9・4・30	第８後方支援連隊　第２整備大隊　第１普通科直接支援中	
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		
	・・～・・		

2中

自　動　車　検　査　証

発行者名　陸上自衛隊　九州補給処長

陸上自衛隊 九州補給処長印

自動車番号	65 — 8373	発行番号	414486
車台番号	T-52722		
品名・型式・形状	１ｔトレーラ（高機動車用）・トレクスＣＴ－１０００Ｂ・フルトレーラ		

原動機型式		車両質量		950
原動機の定格出力	kW ／ min^{-1}	最大積載量	kg	1,000 ／
（総排気量　l）	（　　）	車両総質量		1,950 ／
燃料の種類		長さ	m	4.110
乗車定員	0　名	幅		1.975
自衛隊別	陸上自衛隊	高さ		2.050
保安基準緩和事項及び制限事項				

車齢起算日　13 年 12 月 13 日

使用部隊等名	有効期間	保安検査実施部隊等名	検査官印
第１２普通科連隊	5・7・1 ～ 7・6・30	第８後方支援連隊　第２整備大隊　第１普通科直接支援中	古賀
	7. 7. 1 ～ 9. 6. 30	第８後方支援連隊	月浦
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		
	・　・　～　・　・		

市場調査価格

令和8年11月24日

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長　松尾　文親　　殿

金￥　　(税抜)

住　所
社　名
代　表
氏　名

上記のとおり市場調査を見積致します

内　訳

品　目		規　格	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
鉄屑	A	鋳物	kg	80.1			
鉄屑		H３	kg	2,253.9			
鉄屑		H４	kg	80.1			
銅		下	kg	9.9			
ゴム			kg	344.7			
未価値品			kg	80.1			
1 輸送費	B		式	1	△	△	
車　両		(　　)t車					
台　数		(　　)台					
輸送距離		(　　)km					
2 荷役費	C		式	1	△	△	
人　数		(　　)人					
時　間		(　　)時間					
3 解体費	D		式	1	△	△	
人　数		(　　)人					
時　間		(　　)時間					
合　計		A-B-C-D					(税抜)

搬出場所	陸上自衛隊国分駐屯地(車両置場)
代金納付期限	9.3.31
引取期限	9.3.31(ただし代金納付日から5日以内)

入　札　書

令和8年12月1日

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長　松尾　文親　　殿

金￥　　（税抜）

住　所
社　名
代　表
氏　名

上記のとおり入札致します

内　訳

品　目	規　格	単位	数量	単　価	金　額	摘　要
ltトレーラ（高機動車用）	65-7788	UN	1			
ltトレーラ（高機動車用）	65-8372	UN	1			
ltトレーラ（高機動車用）	65-8373	UN	1			
小計						税抜
搬出場所	陸上自衛隊国分駐屯地（車両置場）					
代金納付期限	9.3.31					
引取期限	9.3.31（ただし代金納付日から5日以内）					

※当社は、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。